

生食発0603第1号  
平成28年6月3日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長  
(公印省略)

「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づく対応について

「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)に基づき、本年1月22日に「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」(座長:経済再生担当大臣)において、今般、「農林水産業の輸出力強化戦略」が別添1のとおり取りまとめられました。

これに基づき、当省所管の輸出関連手続のうち、水産食品については別紙1、食肉については別紙2のとおり改正を行い、本年6月10日より施行することとしましたので、その実施について特段のご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。主な改正内容は下記のとおりです。

なお、各地方厚生局長宛てに別添2、一般社団法人食品衛生登録検査機関協会会長宛てに別添3のとおり通知していることを申し添えます。

記

1. 衛生証明書の発行手続の簡素化、迅速化及び利便性の向上

(1) 電子メールによる発行申請の受付

衛生証明書について、電子メールによる発行申請を可能とし、その手続を定める。その実施に際しては、輸出者等関係事業者に対し、発行申請用のメールアドレスを周知するとともに、衛生証明書の交付についても、料金着払いによる郵送等柔軟な対応をお願いする。

( 2 ) 中国向け輸出水産食品の証明書発行申請時の添付書類の簡素化

- ア 衛生証明書発行申請時に添付することとしている同一の登録施設で加工等された同一製品に係る自主検査の試験成績書について、過去 3 年間の検査結果に問題が認められなかった場合には、有効期間を 1 年間から 3 年間に延長することとする。
- イ 同一製品を継続して輸出する場合に、証明書発行機関においては試験成績書を保管、参照することとし、有効期間内の申請時の添付を省略できることとする。
- ウ 衛生証明書発行申請時に添付することとしている「中国向け輸出水産食品の官能検査実施報告書」を廃止し、「衛生証明書発行申請書」に必要な記載欄を設けることとする。

2 . 衛生証明書の発行対象の拡大

( 1 ) 輸出認定施設外に搬出・保管される製品への証明書の発行（米国、カナダ、香港、アラブ首長国連邦、シンガポール、マカオ、タイ、ベトナム、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、カタール、インドネシア、バーレーン及びミャンマー向け輸出食肉）

食肉の輸出口口の大口化による輸送コストの低減等に資するため、輸出認定施設において検査に合格した食肉を外部の施設に搬出し保管を行い、当該保管先において販売先等が決定する場合であっても衛生証明書の発行を可能とし、その手続を定める。

( 2 ) 政府間の取決めによらない証明書の発行

政府間協議に基づく証明書様式等の取決めがない場合であっても、事業者から求めがある場合には、以下も参考とし、適宜必要な確認を行った上で、証明書の発行に対応いただくよう特段のご配慮をお願いする。

ア 自由販売証明書

自由販売証明書は米国等で発行されており、地方厚生局においても「自由販売証明書の発行について」(平成 25 年 6 月 17 日付け食安発 0617 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)により以下の証明を行っている。

This is certifying, not pertaining to a particular production lot or export consignment, that the under-mentioned products have been manufactured according to Food Sanitation Act and that they are readily available for sale in Japan without restriction.

## イ その他

輸出しようとする食品の製造施設の営業許可の取得状況や監視指導実績の確認、原材料や製造方法、必要に応じて検査結果等の提示を求めることなどにより、以下のような証明を行い得る。

(ア) 本製品は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条に定める製造業の許可を取得した工場で製造されたものである。

This product was manufactured at the approved plant for the license of producing business specified in Article 52 of the Food Sanitation Act (Act No. 233 of 1947).

(イ) 本製品は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に従って製造されたものであり、人の食用に適している。

This product was manufactured according to the Food Sanitation Act (Act No. 233 of 1947) and is fit for human consumption.

## 3. その他

以下の通知についても所要の改正を行い、別途通知する。

- ・ 「対EU輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月4日付け食安発0603001号・21消安第2148号・21水漁第175号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長・水産庁長官通知)
- ・ 「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発0825第5号・22水漁第1110号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・水産庁長官通知)
- ・ 「ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱いについて」(平成22年4月9日付け食安発0409第1号・21消安第11363号・21水漁第2441号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長・水産庁長官通知)
- ・ 「対EU輸出食肉の取扱いについて」(平成25年3月29日付け食安発0329第8号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長通知)
- ・ 「対ロシア等輸出牛肉の取扱いについて」(平成27年2月9日付け食安発0209第1号・26消安第5377号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長通知)